

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和5年10月16日

報告資料件名	頁
1 避難行動要支援者対策について	2

(福祉部)

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和5年10月16日

件名	避難行動要支援者対策について
所管部課名	福祉部 福祉管理課
内容	<p><u>1 「災害時安否確認申出書」の全件発送について</u></p> <p>例年、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）（※1）に該当となった方に「災害時安否確認申出書」（以下「申出書」という。）（※2）の提出を依頼しているが、当初提出を依頼してから3年を経過することから今年度一斉更新を行う。</p> <p>以下の要支援者を対象として「申出書」を発送し、回答を基に優先区分（※3）を新たに分類し、個別避難計画書及び避難行動要支援者名簿の作成を行う。</p> <p>(1) 対象 避難行動要支援者名簿の登載者全員</p> <p>(2) 対象人数 約23,000人</p> <p>(3) 発送日 令和5年11月中旬頃 ※ 提出期限は令和6年1月31日（水）</p> <p>(4) 情報提供・共有先 返信率向上に繋げるため、以下の関連する事業所等への丁寧な情報提供にも努めていく。 ア 介護サービス事業所、障がい関連施設・事業所 イ 地域包括支援センター ウ 民生・児童委員</p> <p>※1 避難行動要支援者とは、災害時または災害の発生の恐れがある時に、自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする者のことで、次に掲げる者を対象としている。</p> <p>(1) 介護保険の要介護3～5の方 (2) 身体障害者手帳1～2級の方 (3) 身体障害者手帳3級で福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付を受けている方 (4) 愛の手帳1～2度の方 (5) 障害者総合支援法の障害支援区分認定4～6の方 ただし、それぞれ福祉施設等への長期入所の方を除く。</p>

※2 災害時安否確認申出書（イメージ）

※3 計画書を作成する優先区分

優先度	類型	介護・障がい度合	
高 ↓ 低	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が浸水 ・ 自力で歩いて避難先に移動できない ・ 避難する際に支援者がいない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護度4～5 ・ 愛の手帳1～2度 ・ 障害支援区分5～6
	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が浸水 ・ 自力で歩いて避難先に移動できない ・ 避難する際に支援者がいない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護度3 ・ 身体障害者手帳1～3級 ・ 障害支援区分4
	C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が浸水 ・ 自力で歩いて避難先に移動できない ・ 避難する際に支援者がいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護度3～5 ・ 身体障害者手帳1～3級 ・ 愛の手帳1～2度 ・ 障害支援区分4～6
	D	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が浸水 ・ 自力で歩いて避難先に移動することができる場合 	
	E	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が浸水しない ・ 浸水するが自宅で避難できる場所がある場合 	

2 計画書に基づく移送訓練想定

要支援者を対象とした、台風接近に伴う河川氾濫を想定した個別の避難計画書について、避難の実効性をさらに高めていくため、総合防災訓練にあわせて計画に沿った実動訓練を実施する。

(1) 訓練日時

令和5年11月12日（日）午前8時30分～12時00分

(2) 訓練協力者（要支援者5名程度）

- ア 令和4年度に作成した優先区分A該当の要支援者
- イ 医療的ケア児及びその家族
 - ※ 候補者（10名程度）に通知し、参加希望者を募り、その中から選定する。

(3) 移送支援事業者

今後、要支援者の身体の状態にあわせて手配する予定
例) 介護タクシー、ストレッチャー付き福祉車両

(4) 訓練概要

- ア 訓練協力者の居住地 ⇄ 福祉避難所（あしすと）の移送
- イ 避難所でのケア支援体験 **新規**
 - (ア) ケア支援事業者：株式会社パーソナライフケア
 - (イ) 看護師及び介護有資格者が実施

(5) 避難先

- ア 障がい福祉センターあしすと（梅島三丁目31番19号）
- イ 福祉避難所開設担当職員にも協力依頼
- ウ 福祉避難所として使用する居室に段ボールベッド・毛布・マットを設置
- エ 要支援者を避難者用居室まで誘導し、ケア支援事業者によるケア支援、段ボールベッド等を説明・体験
- オ ケア支援事業者による避難者用居室からトイレへの誘導確認を実施

3 今後の方針

災害時安否確認申出書の返信率は約5割にとどまっているため、返信率を向上させる方策について検討していく。